

家屋敷課税をご存知ですか？

1. 家屋敷課税とは？

地方税法等に基づき新島村内に事務所、事業所または、家屋敷(※1)を有する個人で新島村内に住所を有しない(生活の本拠を有しない)方には、住民税(村都民税)の均等割額(4,000円)が課税されます。これを、家屋敷課税といい、土地や家屋そのものに対して課税をする固定資産税とは別の性質を有しています。

※1・・・家屋敷とは、地方税法上、自己または家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、いつでも自由に居住できる状態にある建物を言います。

2. 課税の対象は誰？

次の全てに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

- ・毎年1月1日現在新島村に住民登録がない。
- ・当該年度の村都民税が新島村で課税されていない。
- ・新島村内に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住(※2)できる独立性のある住宅、事務所または事業所(※3)を持っている。 また、新島村に住民登録があっても住民登録外居住者として、他市町村から課税されており、当町に上記のような家屋敷を有している方も課税の対象となります。

(所得等により非課税となる場合もあります)

※2・・・自由に居住するとは、実質的な支配権を持っていることを言い、常に住んでいる必要はありません。また、別荘等で複数以上の者が共有していることにより個人の自由が制限されている場合は、該当になりません。

※3・・・独立性のある住宅とは、構造が実質的に独立した家屋と同等であればよく(アパート、マンション等) 必ずしも独立住宅(一戸建て住宅)である必要はありません。出入り口、台所、トイレ等が共用のような下宿や寮は該当しません。

3. どうして、村民ではないのに課税されるの？

一定の住居等を持っている場合、それがゆえに当該自治体から道路の管理、ゴミの収集、消防、救急車等の各種の行政サービスを受けていることから、たとえ住民登録をされていなくても(他市町村で課税されていても)一定の負担をしていただくという考え方によるものです。

【根拠となる法令】

「地方税法」

第24条 道府県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって課する

- (1) 道府県内に住所を有する個人
- (2) 道府県内に事務所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- (3) 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

以下略

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。

- (1) 市町村内に住所を有する個人
- (2) 市町村内に事務所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- (3) 市町村内に事務所又は事業所を有する法人 以下略

「新島村条例」

第23条 村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により課する。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者

以下略